

法然傳にあらわれた別時念佛について

伊 藤 眞 徹

一

各種の法然傳の中、最も精美を盡したものは法然上人行狀畫圖四十八卷であることは、今更ら言うまでもないところである。この四十八卷傳の中において、別時念佛について卷序を追うて檢出すれば、卷七に「生年六十六建久九年正月七日別時念佛のあひだ」とあり、卷八には「元久二年正月一日より靈山寺にして三七日別時念佛をはじめ給ふに」とあり、卷十に建久三年秋のころ、八坂の引導寺において心阿彌陀佛調聲し、住運安樂見佛のたぐいが助音して六時禮讃を修し、七日念佛したことが見られ、卷十三には文治四年五月十五日說戒を聞き、信を起した清水寺沙彌印藏は瀧山寺で不斷常行念佛三昧を始修したとある。建仁二年八月晦日藤原宗貞造立の彌陀三尊の開眼に、「別の御啓白なし、たゞ念佛千遍を唱へたまひ、やがて不斷念佛を始行せられ」たとあり、卷十四の大

原談義の後には「法印香爐をとり高聲念佛をはじめ行道した

まふに、大衆同音に念佛を修すること三日三夜、こゑ山谷にみち、ひゞき林野をうかす」とある。

以上は法然及び法然をめぐる人々の間において修せられた別時念佛、不斷念佛、如法念佛、七日念佛について摘記したものであるが、これらの用語の相違は内容又は修せられた形式そのものの異質を指摘しているものであろうか。

法然は別時念佛と不斷念佛について

又とき／＼別時の念佛を修して。心をも身をもはげまし。とゝのへすゝむべきなり。日々に六萬遍七萬遍を唱へば。さても足ぬへき事にてあれども。人の心ざまはいたく目なれ耳なれぬは。いら／＼とすゝむ心すくなく。あけくれは忿々として心閑ならぬ様にてのみ。疎略になりゆくなり。その心をすゝめんためには。時々別時の念佛を修すべきなり。しかれば善導和尚もねんごろにはげまし。恵心の先徳もくはしくをしへられたり。道場をもひきつくるひ。花香をも備たてまつらん事。たゞちからのたへたらんにしたがふへし。また我身をもことにきよめて道場に入て。或は

三時或は六時なにと念佛すべし。もし同行なとあまたあらん時は。かはるゝいりて不斷念佛にも修すべし。加様の事はをのく様に随てはからふべし。

とあつて、兩者の關係は前者は三時又は六時に行なわれる念佛であり、後者は同行多數の場合、結番不斷に繼續する念佛である。しかも別時念佛が平生六萬七萬遍の念佛と異るところは、「あけくれ忿々として心閑ならぬ様にてのみ、疎略になりゆく」念佛とは異つた念佛でなければならないことが明らかにせられている。

法然の諸傳記中四十八卷傳よりも古く成立したとせられる諸傳記は、元久二年正月一日よりの靈山寺の三七日の別時念佛について、私日記は「靈山寺三七日不斷念佛之間」とし、四卷傳は「靈山寺にて三七日不斷念佛間」とあり、弘願本は「東山靈山にて如法念佛三七日ありけり」と述べ、琳阿本は「靈山にて三七日不斷念佛勤行あり」と記し、古德傳には「靈山にて三七日不斷念佛勤行あり」とし、九卷傳は「靈山寺にて上人三七日不斷念佛の間」とし、十六門記は「靈山寺ニシテ三七日夜ノ不斷念佛ヲ勤行シ給ニ」とあつて、四十八卷傳における別時念佛を諸傳は不斷念佛又は如法念佛としている。しかるにこれに反して十卷傳は「三七日勤行別時念佛」とし、知恩傳には「三七日別時(念)佛」とあるので、四十八卷傳以後に成立した諸傳は四十八卷傳の踏襲であることの

法然傳にあらわれた別時念佛について(伊藤)

諸傳の相違が先ず注目せられる。

又四十八卷傳卷十には建久九年秋、八坂の引導寺において後白河法皇の御菩提のために、「六時禮讃を修し七日念佛す」との事實を傳えている。この七日念佛については、弘願本が七日不斷念佛とする以外は、諸傳すべて七日念佛と稱している。

更に四十八卷傳卷二十八の津戸三郎爲守の傳中に、「上人の門弟淨勝房、唯願房等の僧衆を申くだして念佛の先達とし、不斷念佛をはじめ」、更に「仁治三年十月廿八日、三七日の如法念佛をはじめ」たことが擧げられているが、この不斷念佛と如法念佛は内容的に如何に解釋せらるべきであろうか。義山が「如法念佛ハ別時念佛ヲ云、軌則觀念法門ニ出」と述べ、別時念佛と同一に解釋していることは、義山在世の時點において、既に固定していた宗義の見解を述べたものであろう。同様に不斷念佛についても、「別時長時ニ通スレトモ今ハ長時不退ヲ指シテ云ナリ」とあつて、別時念佛と同一基盤において取扱われている。

しかし最後に残る問題は法然傳を成立史的に考察する場合、四十八卷傳を限界としてそれ以前に成立した諸傳が不斷念佛又は如法念佛と指すものを、四十八卷又はそれ以後に成立した諸傳が別時念佛と修正したことは、從來宗義と實踐上において併立していたものが、ある時點において統合せられ

たものではあるまいか。更に四十八卷傳が不斷念佛、七日念佛、不斷常行念佛三昧と區別していること、殊に古法然傳が別時念佛又は七日念佛を不斷念佛とすることは、四十八卷傳によつて修正せられる以前は不斷念佛と稱せられ、別時念佛と異つた不斷念佛が法然によつて實踐せられたことを物語る痕跡ではあるまいか。

二

四十八卷傳には文治二（一一八六）年秋、大原談義の終結後、感激した顯眞は「香爐をとり高聲念佛をはしめ行導したまふに、大衆みな同音に念佛を修する事三日三夜、こゑ山谷にみち、ひゞき林野をうこかす」とある。これ天台僧による三日三夜の念佛であるから叡山不斷念佛によるものである。よつて同音詠唱と行道が基本的要素となる。又法印は文治三年正月十五日から勝林院に不斷念佛を始修せられたが、「法印は十二人の隨一にて、戌刻をそつとめ給ける、開白の夜は十二人皆參し行道して同音の念佛を修するに、毘沙門天王烈にたち給へり」とある感見を傳えているので、更に結集念佛と云うことが明らかにせられる。以上は天台僧の行つた不斷念佛であるが、文治四年五月十五日瀧山寺を道場として始めた不斷念佛について、「能信といへる僧、香爐をとりて開白

發願して行導するに、願主印藏寺僧等、ならひに比丘々々尼

そのかすをしらず結縁しけり」とあり、又元久二年正月一日よりの靈山寺の三七日の別時念佛については「灯なくして光明あり、第五夜にいたりて行道するに、勢至菩薩おなしく烈にたちて行道し給ける」とあつて、同行行道念佛であることは明瞭である。

元來不斷念佛は北嶺天台宗で盛行した行法であつて、源は慈覺大師圓仁に發祥している。法華驗記卷上に承和二（八三五）年入唐した圓仁は

承和十四年歸朝、彌陀念佛、法華懺法、灌頂舍利會、大師所傳也、凡佛法東流半是大師所傳也

とある。^①この彌陀念佛は摩訶止觀に説く常行三昧の法と異り、五台山の念佛三昧の法が行なわれたことは、慈覺大師傳に「仁壽元年、移五台山念佛三昧之法、傳授諸弟子等、始修常行三昧」とあることにより明らかである。この常行堂の念佛について野守鏡下には、「いはゆる法道和尚は即身に極樂世界にゆきて寶池の波の音を引聲の念佛につたへ」たとの傳承説を擧げているが、かかる傳承を山門堂舎記には

念佛之軌躔邈矣大哉。昔斯那國法道和尚入定、現身往生極樂國。親聞「永鳥樹林念佛之聲。和尚出定以傳」彼法音「流布五臺山」。慈覺大師入唐求法之時登「五臺山」。一夏之間學「其音曲」。又傳「叡岳。師資之所」承「不」可「輒置」者也

とある。^②この東塔常行堂で修せられた念佛は、後に西塔、横

川においても修せられ、かくて三塔のいずれの常行堂においても、引聲念佛と稱する同音詠唱の念佛が行なわれるに至つた。

源爲憲の三寶繪詞卷下の「比叡山不斷念佛」には

念佛は慈覺大師のもろこしより傳て、貞觀七年より始行へるなり。四種三昧の中には、常行三昧となづく。仲秋の風すしき時中甸の月明なるほど、十一日の曉より十七日の夜にいたるまで不斷に令行なり。故結願夜修行三七日也。唐には三七日行と云。

我山には三所に分て、一七日行也。合三七日也云々。身は常に佛を廻る。身の罪ことくくうせぬらむ、口には常に經を唱う、口のとが皆きえぬらむ。阿彌陀經云、若一日若二日若三日乃至七日一心不亂、臨終の時に心顛倒せずして、即極樂に生る、七日をかされる事は、此經によて也

とある。これらにより知られるところは、常行堂の念佛は不斷念佛と稱せられ、一七日を限る引聲の行道念佛である。

この不斷念佛の實修者を往生傳について檢出すれば、天台座主延昌^(八八〇)と大僧都寛忠^(九七〇)の姉との二人を日本往生極樂記は出し、後拾遺往生傳卷中には圓宗寺小綱某の事について述べられている。

この種の不斷念佛が一般的には如何なる人的構成によつて行なわれたかについては、大江匡房の「石清水不斷念佛緣起」に

法然傳にあらわれた別時念佛について（伊藤）

常行三昧者。四種三昧之一也。慈覺大師傳^(一)自唐土^(二)於我山^(三)矣。常行堂置^(四)十四僧侶。八月中修^(五)七箇日不斷念佛。至^(六)貞觀中^(七)山上諸院各修^(八)此三昧。已及^(九)三百餘年。結緣不^(十)知幾千萬人。就中西塔院常行堂結緣。殊擇^(十一)知德^(十二)所補也。雖^(十三)金紫銀黃之餘裔、法龍義虎之禪侶。不^(十四)爲^(十五)此結衆^(十六)之者緇徒所^(十七)恥也。其來有^(十八)漸非^(十九)昨日^(二十)矣。

とあつて、十四口の法龍義虎と稱せられる碩學高德の淨侶を置いたことが知られる。その念佛が音樂的詠唱念佛であつたことは同緣起に

治曆三年十月十三日。敬屈^(一)西塔院結衆十二口。三箇日夜。於寶前^(二)令^(三)修^(四)此三昧。道儀照地。紅葉落而隱映。法音沸^(五)天。秋風混而蕭颯。以驚^(六)神聽^(七)。以莊^(八)廟觀^(九)。抑自^(十)明年^(十一)以後。須^(十二)擇^(十三)此地禪侶。以教^(十四)此法之度曲。以爲^(十五)年事^(十六)不^(十七)敢失墮^(十八)。

とある。これ西塔常行堂僧の曲調さわやかな妙聲が秋風に和し、神聽をすら驚かしめる一大齊唱であつた。三善爲康の「天台山不斷念佛發願表白」にも

夫不斷念佛之觀門、往生極樂之直道也。雖^(一)一念^(二)必引接。況七日常行之勤修乎。雖^(三)十惡^(四)必來迎。況三業相應之勝因乎。嶺樹峽水之咽^(五)晚風。高和^(六)七五三之唱。寒鴻溪鳥之告^(七)秋聲。自稱^(八)佛法僧之名。是則法道和尚之餘流。慈覺大師之遺跡也^(九)。

とあることにより一層明瞭となる。この常行堂の不斷念佛が中世までに斷層があつたとは考え

られず、又この堂僧中から念佛の高徳を輩出したことは贅言を要せぬところである。この一人に良忍（一〇三三）がある。良忍は嘗ては叡山東塔阿彌陀坊の堂僧であり、後嘉保元（一〇九四）年大原の別所に隱棲し、勝林院永縁、寛誓、尋宴、瞻西等の聲明梵唄の法を受け、廣く諸流諸家の法を傳えて一家をなしたことは、凝然の聲明源流記の示すところである。又野守鏡の作者藤原有房は内典について「樂」の徳の例證として、良忍は三十歳以上も生存し得られぬと云う占相者の豫言により、二十五歳大原に隱遁し、來迎院を建立し、聲明の法則をただし出して出離を祈つたことにより、七十以上まで長命を保つことを得る靈異を受けたと傳えている。この聲明の法則をただしたなかには、常行堂の不斷念佛の曲調も含まれていたことは言うまでもあるまい。元亨釋書には天台の聲明の傳統を慈覺—智證—相應—淨藏—慈慧—源信—覺超—懷空—寛誓—良忍と次第しているが、慈覺の流れのみでなかつたことは聲明源流記に

慈覺大師弘傳聲明以後。各達一曲。習學練磨飛名。良忍上人謁彼哲。習聚精研以爲一。流傳弘通。即於大原建立來迎院。除興福寺之内梵音。餘諸音曲譜練一統

とあつて、わが國聲明の復興大成者であることが首肯せられる。

良忍は融通念佛の開創者であり、その融通念佛が後世の念

佛諸藝能に連なることは屢々指摘せられるところである。この融通念佛は法然滅後三年に、追善のために聖覺法師によつて行なわれている。法然の遺弟子により法然の法系の祖が弘めた融通念佛が修せられたことは、その念佛と法然が全く無縁であつたとは考えられない。即ち良忍—叡空—法然と次第する戒脈よりして、法然は音曲的詠唱念佛、廣くは聲明音樂に關しても深い影響を受けていたのではあるまいか、もし法然が良忍の聲明系譜に連るとの説が成立するためには、彼が朗唱の達人であつたことを證明せなければならぬ。しかし十分な資料ではないが法然が大乗圓頓戒の傳燈者として名聲高く、上西門院のため七カ日説戒したことは周知の事實である。説戒について聲明源流記には

儀法悲歎聲梵網説戒乃音韻密事

とあるので、説戒とは曲調を帯びた朗讀であることがわかるのではあるまいか。更に又法然が法住寺御所において、後白河法皇のために往生要集を山門園城の碩徳と共に講じたことについて、「上人おほせにしたかひて披講し給けるに、往生極樂の教行は濁世末代の目足なり、道俗貴賤たれか歸せさらむものとよみあけ給より、はしめてきこしめさるゝやうに、御きもにそみてたうとく御感涙はなはたしけり」と、その情景を描寫している。これは法然によつて往生要集の序文が朗唱せられ、その音樂的情緒に陶醉した法皇の感動と解せられ

ないであらうか。

以上を要するに法然は佛教音樂藝能に深い造詣をもち、特に天台の不斷念佛の同音合唱行道念佛に達し、いわゆる別時念佛は、少くとも弟子及びその末流の目には形態的には不斷念佛と映じ、實質的には天台流の音樂的要素の上に成立つたものであるべき筈である。

三

法然が始行したと言う別時念佛又は不斷念佛、如法念佛

は、弟子によつて如何に繼承せられたであらうか。聖光については『聖光上人傳』には、元久元年鎮西に歸國し、「筑後國高良山麓有_二精舍_一」^{號阿寺}安_二丈六彌陀_一於_二彼道場_一一千日修_二如法念佛_一したとあつて、この如法念佛を西宗要では彼自ら別時念佛と稱している。又安貞二年の冬肥後國往生院において四十八日の別時念佛を修したが、末代念佛授手印には於_二肥後國往生院_一安貞二年十月二十五日ヨリ四十八日ノ念佛ハシメラル筑後上人同三十日御渡アリ入阿十一月四日酉時ヨリ道場ニ入テ念佛申ス此間ニ上人爲_二末代_一造_二二文_一給ヘリ末代念佛授手印是也

とある。この別時念佛を彼自ら「四十八日別時如法念佛」と稱していることを注意すべきである。道場衆は北座八名、南座に九名が定められているが、如何なる様式次第によつて行

法然傳にあらわれた別時念佛について（伊藤）

なわれたか不明である。漢語燈錄卷三によれば、法然に如法念佛法則の製作があつたので、恐らくはこれによつたものと思われる。この授手印は二十七日と二十八日の兩日に執筆せられ二十九日已時に校了していること、又連阿えの物語りに「我已證得タル也ケサノ勤マイリタレバ」と靈感のことを傳えているのを總合して、三時又は六時の勤め以外は執筆に従つたようであつて、この四十八日別時如法念佛は、恐らく法然の「もし同行なんとあまたあらん時は、かはるゝいりて不斷念佛にも修すべし」との示教に従うものであらう。

俊乘房重源については四十八卷傳に「上人の勸化にしたかひて念佛を信仰のあまり かの故山上の醍醐に無常臨時念佛をすゝめて末代の恒規とし そのほか七ヶ所に不斷念佛を興隆せられき 東大寺の念佛堂 高野山の新別所等これなり そのつとめいまにたえずとなんうけ給はる」との記載がある。これを裏書するものは南無阿彌陀佛作善集であつて、同書に東大寺別所、高野山別所、渡邊別所、播磨別所、備中別所、周防、備前に各淨土堂一字を建立し、各丈六阿彌陀佛像を安置しているので、この堂において不斷念佛を興隆したことは明らかである。更に同書に

信濃國參詣善光寺一度者十三日之間滿百萬遍一度者七日七夜勤修不斷念佛初度夢想云金色御舍利賜之即可吞被仰仍吞畢見次度者面奉拜見阿彌陀如來一

とある。この善光寺における二度の念佛の相違について、初めは百萬遍の數量に比重がおかれ、次ぎは不斷念佛の七日七夜の勤修にある。この兩者の念佛の相違は一方は平生の口稱の念佛であり、他はこれと異なる念佛とせば行道念佛、詠唱念佛である。

善惠房證空については四十卷傳に「このひしり西山の善峰寺より信州善光寺にいたるまで十一箇の大伽藍を建立してあるひは曼荼羅を安し 或は不斷念佛をはしめをく みなこれ供料供米修理の足をつけをかるこれまたく勸進奉加をなさす諸人の供養物をなけてこのいとなみをなす」とあつて、このことは西山上人傳にも明らかである。即ち往生院の不斷念佛は承久三（一二二二）年十二月三日からであり、四天王寺の不斷念佛は嘉禎四（一二三八）年九月四日有馬の溫泉において靈夢を得て始修している。即ち傳に

上人すなはち溫泉を出て、天王寺に參詣して、聖靈院を道場とさだめ、供僧供住十六人を念佛衆として、をのく小袖を引與へられたり。實信房又上人の座の傍にならびて、をなじき十八日酉の刻に、念佛をぞ始行せられる。

とある。この不斷念佛衆を十六人と選定することは、一代の佛法は十六觀に歸することを表はす彼の教理に基くものである。

法然滅後の教團にあつて舊佛教教團から念佛の張本と目せ

られた隆寛は、嘉祿三（一二二七）年陸奥に配流が決定したとき、「先師上人すてに念佛の事によりて 遷謫にをよみ給し上は 予その跡をくはむ事尤本意なりとて 長樂寺の來迎房にして、最後の別時とて 七日の如法念佛をつとめられける」との事實を四十八卷傳は述べ、九卷傳にも「最後の別時に七日の如法念佛を勤行」したとある。この如法念佛は隆寛の作とせられる『別時念佛講私記』によつて修せられたことは贅言を要せぬであらう。

法性寺空阿彌陀佛については、「毎年正月一日より七箇日の別行を勤修し給けるか 安貞二年の正月には七日例のことく結願して いま七日修すへきよし同行等に談しければ おのく命にしたかふ 二七日結願の念佛を臨終の念佛として十五日の朝ねふるかことくにて往生す」と四十八卷傳に述べられている。正月七箇日の別行は師法然の行履を繼承するものであり、更に七日の延長は「さきたちて死期をしられけるゆへなり」と解釋せられている。この空阿の平生について九卷傳、四十八卷傳には「四十八人の能聲を調 一日七日の勤行を修する事 所々の道場に至らざるなし」とあつて、能聲四十八人が選定せられて七日念佛したことは、その念佛が詠唱念佛であつたがためでなければならぬ。更に明義進行集及び四十八卷傳によれば、風吟を愛好して念佛道場に携行したことを傳えているが、明義進行集には二由を出している。

一ニハ風吟ハ人カヲカラス、只風氣ニマカセテ自然ニ音ヲ出ス、ソノコエ哀亮ニシテ人ノ心ヲ盪漉シテ、和易專一ナラシムルユヘニ、二ニハ極樂淨土ノ七寶ノ重樹ノ風ノヒ、キヲコヒ、八功德池ノナミノオトロモハムニモ、イササカノナカタチタルヘキカ故ニとある。極樂淨土の水鳥樹林の音を戀える空阿は、その音聲を傳えたという法道創始の引聲念佛に心引かれぬわけではないと考えられる。

四

四十八卷傳に建久九年「正月七日の別時念佛」と記載した事項を、醍醐本は「恒例毎月七日念佛」とし、琳阿本は醍醐本と同様であるが、古德傳は「恒例の正月七ヶ日の念佛」とし、九卷傳は「恒例の正月七日の念佛」とあり、十卷傳も「恒例正月七日念佛」とする。かくの如く別時念佛を特に七日念佛と稱し、又靈山寺三七日別時念佛の如く、成立の遡る古法然傳類は不斷念佛と稱するが如きは如何なる理由によるものであろうか。

顯眞により發願せられた大原談義後の三日三夜の念佛、勝林院不斷念佛、靈山寺三七日別時念佛が行道を伴う常行堂の不斷念佛であることは多言を要せない。又瀧山寺不斷常行念佛は四十八卷傳も阿彌陀堂常行念佛と説明している。又日本天台の常行堂の行法は一七日であり、叡山の三處において三

七日行ずるとする三寶繪詞の説により、法然の別時念佛の場合多く叡山の風を移して一七日乃至三七日の期間が選定せられてゐるようである。彼の大和入道見佛が後白河法皇の御菩提のため修した佛事は、四十八卷傳すら「七日念佛」とし、六時禮讚が共行せられてゐる。この佛事を不斷念佛と稱するものは弘願本のみである。四十八卷傳が七日念佛と特記した意圖は、その成立の時點において、別時念佛として以後高揚せんとするものとは内容の異つたものであることを示唆しているものであろう。

四十八卷傳の成立は滅後百年頃と推定せられてゐるが、この年代に從來不斷念佛と通稱された詠唱念佛に別時念佛の傳燈的術語に置替えて表現せなければならなかつた内部的必然性について考察してみたい。

法然滅後百年頃社會を風靡したのは詠唱念佛であつて、その社會風潮を肌に直接感受したのは師鍊である。その著元亨釋書卷二九に

元曆文治之間源空法師建專念之宗。遺派末流或實于曲調抑揚頓挫。流暢哀婉。感人性喜人心。士女樂聞難吝駢闐。可爲愚化之一端矣。然流俗益甚。動街妓戲。交燕宴之末席。受盃觴之餘滙。與瞽史倡伎促膝互唱。痛哉眞佛秘号。蕩爲鄭衛之末韻。或又擊饒磬打跳躍。不別婦女喧噪街巷。其弊不不足言矣。

とあつて、起源を法然に持ち深く人心を感動せしめた詠唱念佛は、演技藝能化し、その流弊益甚しく正視するに耐えぬ有様となつた。かくて淨土宗團體質改善の肅正方策として採上げられたのが善導流別時念佛であり、このことの社會的宣言書として四十八卷傳の成立を見るに至つたと見られるので、その成立には重要な意義と必然性が見出される。殊に近時發見せられた別時念佛講私記の存在は、法然の如法念佛次第の現存せぬ今日、いわゆる別時念佛とは内容の異なる如法念佛、七日念佛と稱する常行堂流の行道詠唱念佛に類する不斷念佛が實修せられていたと考えられる。法然は文治四年河東押小路の仙洞で後白河法皇の如法經の先達を勤めたことは門葉記卷八十二の證するところであるが、元久元年法皇の十三年の御佛事には、「上人淨土の三部經を如法に書寫すへき次第、法華の如法經になそらへて法則を出さる」とて、かの淨土三部經如法經次第の成立が物語られている。この論法によれば始め天台の不斷念佛にも列し、自らも修せられたであろう天台流の不斷念佛になぞらえて、彼獨自の如法念佛が創唱せられるに至つたと考えられる。この如法念佛次第によつて修せられた念佛が、古法然傳類に記す不斷念佛であつた、と解すべきである。

- 1 淨全一六・一七九。2 同上・一八四。3 同上・二〇三。
- 4 同上・二二二。5 同上・二三〇。6 同上・二三七。7

- 同上・三四二。8 「法然上人傳の成立史的研究」卷一・五六。
- 9 淨全一七・三一。10 傳全集 七五〇。11 成立史的研究卷一・六六。12 淨全一六・三四七・四四二。13 淨全一六・四四四。14 同上・一八四。15 續群八上・一一九、日本往生極樂記同致。16 續群八下・六九二。17 群類二七・四九九。18 群類二四・四七二、叡岳要記上同致。19 續淨六・九。20 同上・一二。21 同上・一二一。22 群類二四・六一。24 「朝野群載」國史大系二九上・三六。25 大正藏八四・八六四。26 群類二七・四九九。27 國史大系三一・四三三。28 大正藏八四・八六四。29 淨全一六・二八九。30 大正藏八四・八六四。31 淨全一六・二〇〇。32 淨全一七・三八九。33 淨全一六・六五五。34 同上・六八七。35 國文東方佛教叢書傳記部上・三五七。36 傳成立史的研究・三一九。37 淨全一六・六九三。